

津島おでかけタクシーについて																							
No	質問	回答																					
1	タクシー運賃の上限額はあるか。 上限額がある場合、いくらか。	タクシー運賃の上限額はありません。																					
2	利用登録者のうち、「障がい者」に対する他のタクシーチケット制度はあるか。 ある場合、どのような内容か(助成額、年間利用枚数等)。	心身障がい者・戦傷病者の方で電車・バスなどを利用することが困難なため、タクシーを利用する場合、料金の一部を助成する福祉タクシー料金助成事業を行っています。 対象者は以下のとおりです。 (1) 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方、 (2) 療育手帳A・Bをお持ちの方 (3) 精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちの方 (4) 戦傷病者手帳特別項症から第5症までをお持ちの方 (5) 被爆者健康手帳をお持ちの方 年間最大24枚まで利用可能。 乗車1回につき2枚まで利用可能で、利用券1枚につき500円以内が助成されます。																					
3	「おでかけタクシー」と「障がい者タクシーチケット制度」の違いはなにか。	両者の違いは、以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="671 1032 1437 1807"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>おでかけタクシー</th> <th>タクシーチケット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>高齢者(75歳以上) 障害者(チケットと同様) 妊婦・産婦(出産後1年未満)</td> <td>障害者(おでかけと同様) 戦傷病者 被爆者</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>利用登録証の提示</td> <td>チケットによる値引</td> </tr> <tr> <td>値引き額</td> <td>利用料金の半額</td> <td>1回最大1,000円 (チケット2枚利用)</td> </tr> <tr> <td>利用区域</td> <td>市内、JR永和駅、 JR蟹江駅</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時30分から 午後7時まで</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>タクシー事業者</td> <td>現在4社</td> <td>現在36社 (福祉・介護タクシー事業者含む)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	おでかけタクシー	タクシーチケット	対象者	高齢者(75歳以上) 障害者(チケットと同様) 妊婦・産婦(出産後1年未満)	障害者(おでかけと同様) 戦傷病者 被爆者	利用方法	利用登録証の提示	チケットによる値引	値引き額	利用料金の半額	1回最大1,000円 (チケット2枚利用)	利用区域	市内、JR永和駅、 JR蟹江駅	制限なし	利用時間	午前8時30分から 午後7時まで	制限なし	タクシー事業者	現在4社	現在36社 (福祉・介護タクシー事業者含む)
項目	おでかけタクシー	タクシーチケット																					
対象者	高齢者(75歳以上) 障害者(チケットと同様) 妊婦・産婦(出産後1年未満)	障害者(おでかけと同様) 戦傷病者 被爆者																					
利用方法	利用登録証の提示	チケットによる値引																					
値引き額	利用料金の半額	1回最大1,000円 (チケット2枚利用)																					
利用区域	市内、JR永和駅、 JR蟹江駅	制限なし																					
利用時間	午前8時30分から 午後7時まで	制限なし																					
タクシー事業者	現在4社	現在36社 (福祉・介護タクシー事業者含む)																					

海津市名古屋圏アクセスバス実証実験事業計画について		
No	質問	回答
1	実証運行の目的や必要性について	海津市では、市民が通勤通学等のために市外への移動が多い特徴がありますが、現在その移動ニーズに十分対応できていないことが課題となっています。 この課題を解決するためには、市町境、県境を超えた移動手段を確保し、市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築する必要があります。 令和4年11月に実施した市民アンケートの結果に基づき、市民の名古屋圏への交通アクセスの向上を目的として、津島駅へのアクセスバスの実証実験を行います。
2	実証運行の需要予測（利用者見込み）について	1カ月あたり1,500人（年間18,000人）を見込んでいると聞いております。
3	実証運行の期間について	令和5年10月1日から令和7年3月31日までを予定していると聞いております。
4	本格運行開始予定日について	現時点で本格運行の予定日をお答えすることができませんが、令和5年10月から令和6年9月までの1年間の利用状況を踏まえ、海津市公共交通会議において方向性を決めていく予定と聞いております。
5	海津市地域公共交通会議等における協議状況について	アクセスバスに関する協議については、以下のように行っています。 令和4年10月 市民アンケートの実施 令和5年1月 アクセスバスの接続先候補地の決定 運行経路素案の提示 令和5年5月 実証実験の運行概要を協議 (運行便数・運行台数・運行経路等)
6	運行事業者「スイトトラベル株式会社」の道路運送法第4条の許可の有無について	海津市コミュニティバスは、道路運送法第4条の許可を得て、スイトトラベル株式会社が運行しております。
7	「駒野駅～海津市役所間の停留所は既存の駒野線の停留所を使用」の「既存の駒野線」の運行事業者について	駒野駅～海津市役所間の停留所は、海津市役所、海津明誠高校口、駒野駅、3つの停留所があり、海津市コミュニティバス駒野線の路線になります。 運行事業者は、スイトトラベル株式会社になります。
8	No.7の運行が民間乗合バス路線の場合、運行事業者の意見等	—（海津市コミュニティバス路線のため、回答なし）
9	海津津島線に競合する他の民間乗合バス路線はあるか。ある場合、当該バス事業者の意見等はあるか。	海津津島線が運行する経路について、他の民間乗合バス路線はないと認識していると聞いております。